

旅費規程(抜粋)

第3章 外国旅費

(鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃)

第24条 鉄道賃、船賃又は航空賃の額は、別表6、別表7、別表8による。

(日当、宿泊料及び食卓料)

第25条 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表9及び別表10の定額による。

2 同一地域の滞在日数が30日を超えるときの日当の額は、第1項の規定にかかわらず、超える日数について定額の10分の1の額を減ずる。また同一地域の滞在日数が60日を超えるときは、超える日数について定額の10分の2の額を減ずる。

3 同一地域に滞在中一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

4 寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、定額の10分の7に相当する額による。

5 1日の旅行において日当について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当を支給する。

6 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、別表9に定める定額を支給する。

(旅行雑費)

第26条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券(5年間有効のもの)の交付手数料、査証取得手数料、査証取得のための写真代、外貨交換手数料、入出国税及び空港施設利用料の実費額による。

2 旅行雑費の支給を受ける者は、領収書その他その支払を証明する書類を提出しなければならない。

(通貨の換算)

第30条 精算の際の現地通貨と邦貨の換算については、原則として次の各号に定める換算方法に拠ることとする。

(1) ドルが介在する場合

①円—ドル : 出発前1週間以内に換算した銀行発行の交換証の交換レートを使用

②ドル—現地通貨 : 現地到着日の正規両替機関の交換レートを使用。深夜到着、休日到着などの場合は到着から一番近い正規両替機関の営業日の交換レートを使用

※（１）、（２）から円－現地通貨のレートを計算するが、有効数字７桁以下を四捨五入した６桁の数字を使用する。

（２）円から直接現地通貨に交換する場合

現地到着日の正規両替機関の交換レートを使用。深夜到着、休日到着などの場合は到着から一番近い正規両替機関の営業日の交換レートを使用。

（３）現地発生経費は各費目ごとに合計して邦貨に換算する。その際、円未満の位は切り捨てとする。

（４）同一国での滞在期間が１カ月以上にわたる場合、到着時の交換レートと、概ね１カ月ごとの交換レートの単純平均の値を使用する。

（５）インフレーションの激しい国等、特殊な事情がある国の場合はその都度定める。

別表6 外国旅費の鉄道賃（第24条関係）

等級を3以上の階級に区分する路線	等級を2階級に区分する路線	等級を設けない路線
最上級の直近下位の運賃	最上級の運賃	乗車に要する運賃

(1) 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、上記に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

別表7 外国旅費の船賃（第24条関係）

等級を2以上に区分する船舶	最上級の運賃をさらに2以上に区分する場合			等級を設けない船舶
	4以上の階級に区分する船舶	3階級に区分する船舶	2階級に区分する船舶	
最上級の運賃	最上級の直近下位の級の運賃	下級の運賃	下級の運賃	乗船に要する運賃

(1) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、上記に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金を支給する。

別表8 外国旅費の航空賃（第24条関係）

旅客運賃	エコノミークラス
------	----------

(1) 航空券の調達に際しては、格安航空券による調達を優先する。

別表9 外国旅費の日当及び食卓料（第25条関係）

日当（1日につき）				食卓料
指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	5,800円

注（一）

1. 指定都市とは、シンガポール、ロス・アンジェルズ、ニューヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビィ、ジェッダ、クウェイト、リアド及びアビジャンの地域とする。
2. 甲地方とは、次に掲げる地域のうち、指定都市以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア、ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドヴァ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

(1) 北米地域：北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸

島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

- (2) 欧州地域：ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）
- (3) 中近東地域：アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ジョルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

3. 丙地方とは、次に掲げる地域のうち、指定都市以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しょを除いた地域とする。

- (1) アジア地域（本邦を除く。）：アジア大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ、ロシア及び中近東地域を除く。）
- (2) 中南米地域：メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しょ
- (3) アフリカ地域：アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。）
- (4) 南極地域：南極大陸及び周辺の島しょ

4. 乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く。）とする。

- (二) 日当とは、昼食代及び旅行雑費とする。
- (三) 船舶又は航空機による旅行の場合における日当は、丙地方に定める定額とする。出発又は到着の日の出張の日当は、出発箇所又は到着箇所の属する地域区分に従って、その地域の日当定額とする。
- (四) 会費、参加料等をこの法人が負担して参加する旅行であって、これらの費用に宿泊室料及び食事費が含まれているときは、旅費として宿泊室料及び食事費は支給しない。

別表 10 外国旅費の宿泊料（一夜につき）（第 25 条関係）

指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円